

岩手県中核組合認定要領

制 定 平成16年 2月27日付け団第805号

最終改正 令和4年 3月10日付け団第305号

(目的)

第1 この要領は、健全な財務基盤と的確な経営判断等に基づいた安定的かつ効率的な事業運営ができる森林組合を中核組合として認定するに当たり必要な事項等を定めるものとする。

(中核組合の認定基準)

第2 中核組合の認定基準(以下「認定基準」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 常勤理事が1名以上配置されていること。
- (2) 常勤役員が7名以上確保されていること。
- (3) 繰越損失金が生じていないこと。(繰越損失金がある場合にはその解消が確実に見込まれること。)
- (4) 払込済出資金4千万円以上であること。
- (5) 事業管理費が事業総利益の範囲内であること。

2 前項第3号の「繰越損失金がある場合にはその解消が確実に見込まれること。」とは、当該森林組合、農林中央金庫、岩手県森林組合連合会、当該森林組合管内の市町村、岩手県等で組織する経営改善委員会等で了承され、総会又は総代会で議決された経営改善計画書等(5年以内に繰越損失金を解消する計画があるものに限る。以下「経営改善計画」という。)があり、当該経営改善計画の実行を確実にしている場合をいう。

(中核組合の認定の申請)

第3 中核組合の認定を受けようとする森林組合は、次の書類を知事に提出するものとする。

- (1) 中核組合認定申請書((様式1)以下「申請書」という。)
- (2) 中核組合事業計画書(様式2)
- (3) 過去3期分の事業報告書
- (4) 繰越損失金が生じている森林組合については経営改善計画

2 知事に提出する書類は、正副2通とし、所管する広域振興局の長(以下「局長」という。)を経由のうえ提出するものとする。

3 局長は、第1項の申請書の提出があったときは、意見を付して知事に進達するものとする。

(中核組合の認定等)

第4 知事は、当該森林組合が第2の認定基準をすべて満たしていると認めるときは中核組合として認定し、当該森林組合に対し中核組合認定通知書(様式3)により通知するものとする。

2 団体指導課総括課長は、前項の認定が行われた場合には、農林水産企画室長、林業振興課総括課長、森林整備課総括課長、森林保全課総括課長、広域振興局林務担当部長、農林振興センター所長、岩泉林務出張所長及び岩手県森林組合連合会(以下「関係機関等」という。)に対し、その旨を通知するものとする。

3 知事は、認定基準に適合しないと認められるときは、理由を付して、当該森林組合に対し中核組合不認定通知書(様式4)により通知するものとする。

(中核組合の更新)

第5 中核組合として認定された森林組合はその認定後5年ごとに事業計画書を更新できるものとする。

2 事業計画書を更新しようとする森林組合は、更新後の事業計画書を更新の日から2週間以内に中核組合事業計画書更新届（様式5）により局長を経由のうえ知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の届出を行った森林組合が、第2に規定する要件をすべて満たしていると認めるときは、前項の届出をもって中核組合の認定を5年間延長するものとする。

（経営改善計画の変更）

第6 中核組合として認定された森林組合は第2第2項に規定する経営改善計画の変更（以下「変更計画」という。）を行った場合、総会又は総代会において当該変更計画の議決のあった日から2週間以内に経営改善計画変更届（様式6）により局長を経由のうえ知事に提出するものとする。

（中核組合の認定の取消）

第7 知事は、中核組合として認定された森林組合が各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができるものとする。

(1) 中核組合の認定の取消を申し出たとき。

(2) 相当期間にわたり認定基準に適合しないことが明らかになったとき。

(3) 繰越損失金がある場合にあっては、経営改善計画における繰越損失金の解消が困難と認められるとき。

2 偽りその他不正の手段により認定を受けていることが判明したときは、認定の日に遡ってこれを取り消すものとする。

3 知事は、認定を取り消したときは、中核組合認定取消通知書（様式7）により通知するものとする。

4 関係機関等への通知については、第4第2項の規定を準用する。

（事業計画実施状況の報告）

第8 中核組合は、第3第1項第2号の中核組合事業計画書の毎年度の実施状況について、毎事業年度終了後3か月以内に中核組合事業計画実施状況報告書（様式8）により局長を経由のうえ知事に提出するものとする。

（県の支援）

第9 県は、岩手県森林組合連合会と連携のうえ中核組合の経営基盤をより強固なものとするため、必要な助言や各種研修等の情報提供を行うものとする。

（優良経営モデル森林組合の認定）

第10 知事は、中核組合のうち、次の各号のいずれかの要件を満たす森林組合を他の森林組合の模範となる森林組合として、優良経営モデル森林組合に認定することができるものとする。

(1) 組合員に係る林産事業取扱量が過去3か年の年平均で5千立方メートル以上かつ組合の全林産事業取扱量に占める組合員の林産事業取扱量の割合が過去3か年の年平均で80パーセント以上の組合

(2) 機械化や路網整備等を推進し、提案型集約化施業に積極的に取り組んでいる組合

(3) 森林認証の取得、企業の森づくりへの参画等の先進的な取組みを行っている組合

2 優良経営モデル森林組合の認定を受けようとする森林組合は、次の書類を局長を経由のう

え知事に提出するものとする。

(1) 優良経営モデル森林組合認定申請書（様式 9）

(2) 優良経営モデル森林組合認定調書（様式 10）

3 知事は、当該森林組合が第 1 項の要件を満たしていると認めるときは、当該森林組合に対し優良経営モデル森林組合認定証書（様式 11）を交付するものとする。

（優良経営モデル森林組合の認定の取消）

第 11 知事は、優良経営モデル森林組合に認定された森林組合が、中核組合の認定を取り消されたとき若しくは相当期間にわたり第 10 第 1 項各号の要件を欠くことが明らかになったとき又は当該森林組合において優良経営モデル森林組合としてふさわしくない行為があったと認めるときには、優良経営モデル森林組合の認定を取り消すことができるものとする。

2 前項の認定の取り消しを受けた森林組合は、第 10 第 3 項により交付のあった優良経営モデル森林組合認定証書を知事に返却するものとする。

（中核組合及び優良経営モデル森林組合の名称使用）

第 12 中核組合及び優良経営モデル森林組合に認定された森林組合は、優良経営を実践する森林組合であることを広く情報発信するため、ホームページ、広報誌等に、中核組合及び優良経営モデル森林組合の名称を使用できるものとする。

（台帳の整備）

第 13 県は、中核組合及び優良経営モデル森林組合の台帳（様式 12）を整備し、備え置くものとする。

附 則

この要領は、平成 16 年 2 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行し、改正後の第 5 第 2 項の規定は平成 18 年 2 月 21 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 10 日から施行する。

(様式1)

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
森 林 組 合 名
代表者 職・氏名

中核組合認定申請書

中核組合の認定を受けたいので、岩手県中核組合認定要領第3の規定により、関係書類を添えて申請します。

(様式2)

中核組合事業計画書

年 月 日
森林組合名

1 過去3期分の所要の実績

区 分	前々々事業年度末 (年度)	前々事業年度末 (年度)	前事業年度末 (年度)
常勤理事数 (人)			
常勤役職員数 (人)			
繰越損失金 (千円)			
払込済出資金 (千円)			
事業管理比率 (%)			
(事業総利益 (千円))			
(事業管理費 (千円))			

2 今後5年間の業務執行体制の方針

(1) 基本方針

(2) 取組事項

3 今後5年間の事業の実施方針

(1) 基本方針

(2) 部門ごとの実施方針

ア 利用事業

イ 販売事業

ウ その他事業

注1 1の前事業年度末は当該事業年度の前の事業年度の終了の日をいう。

注2 1の事業管理比率の算出は「事業管理費/事業総利益×100」によること。

注3 1の事業管理費については、「森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について(18林政経第142号林野庁長官通知)」に定める森林組合の勘定科目表の2損益計算書関係の事業管理費とすること。

注4 2(2)の取組事項には、員外理事の導入や役職員の資質向上のための研修等業務執行体制の強化に向けた具体的な取組を記載すること。

注5 3の今後5年間の事業の実施方針には、他の森林組合との業務連携についての方針も記載すること。

(様式3)

番 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

中核組合認定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった中核組合の認定について岩手県
中核組合認定要領第4の規定により認定します。

(様式4)

番 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

中核組合不認定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった中核組合の認定について岩手県
中核組合認定要領第4の3の規定により不認定とします。

記

認定しない理由

(様式5)

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
森 林 組 合 名
代表者 職・氏名

中核組合事業計画書更新届

このことについて、岩手県中核組合認定要領第5の規定により、中核組合事業計画書を更新したので提出します。

添付書類 中核組合事業計画書（様式2）

(様式6)

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
森 林 組 合 名
代表者 職・氏名

経営改善計画変更届

このことについて、岩手県中核組合認定要領第6の規定により、経営改善変更計画書を提出します。

添付書類 経営改善変更計画書

(様式7)

番 号
年 月 日

様

岩手県知事

印

中核組合認定取消通知書

年 月 日付け 第 号で中核組合として認定したことについて、岩手
県中核組合認定要領第7の規定により認定を取り消したので通知します。

記

認定取消の理由

(様式8)

中核組合事業計画実施状況報告書

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
森林組合名
代 表 者

1 事業執行体制

取組事項	取組内容	備考

2 事業の実施

部門	事業名	取組内容	備考

注1 事業報告書を添付すること。

注2 繰越損失金がある場合は経営改善計画等の実績報告も添付すること。

(様式9)

年 月 日

岩手県知事

様

住 所
森 林 組 合 名
代表者 職・氏名

優良経営モデル森林組合認定申請書

優良経営モデル森林組合の認定を受けたいので、岩手県中核組合認定要領第10の規定により、関係書類を添えて申請します。

(様式10)

優良経営モデル森林組合認定調書

森林組合名

1 過去3か年の林産事業実績

区 分	年度 (①)	年度 (②)	年度 (③)	年平均 ※ (①+②+③) /3
林産事業取扱量 (m ³) (A)				
組合員に係る林産事業取扱量 (m ³) (B)				
(B) / (A) × 100 (%)				

注：(A) の林産事業取扱量は、事業年度実績（1月～12月）とし、組合の全取扱量を記載のこと。

2 集約化施業の取組内容

- (1) 高性能林業機械の導入及び路網整備の状況

- (2) 施業の掘り起こしや森林所有者への施業提案の実施状況

- (3) その他

注1：(1)は集約化施業のために組合が導入している高性能林業機械の名称及び台数、過去3年間の作業道等の整備延長を記載のこと。(今後の予定も含む。)

注2：(2)は施業の掘り起こしや施業提案に当たって組合が工夫して取り組んでいる事項のほか、過去3年間の集約化施業（利用間伐等）の実施面積・対象森林所有者数等を記載のこと。

注3：(3)は提案型集約化施業の確保に向けて、(1)、(2)以外に組合が独自に取り組んでいる事項を記載のこと。

3 その他組合の特長的な取組内容

注：森林認証の取得、企業の森づくり活動への参画等組合が行っている特長的な取組みを記載のこと。

(様式11)

岩手県認定
第 号

認 定 証 書

貴組合は 他の森林組合の模範となる優良経営を实践する
組合として認められるので 貴組合を「岩手県優良経営モ
デル森林組合」として認定します

年 月 日

岩手県知事

印

